会津若松市再犯防止推進計画

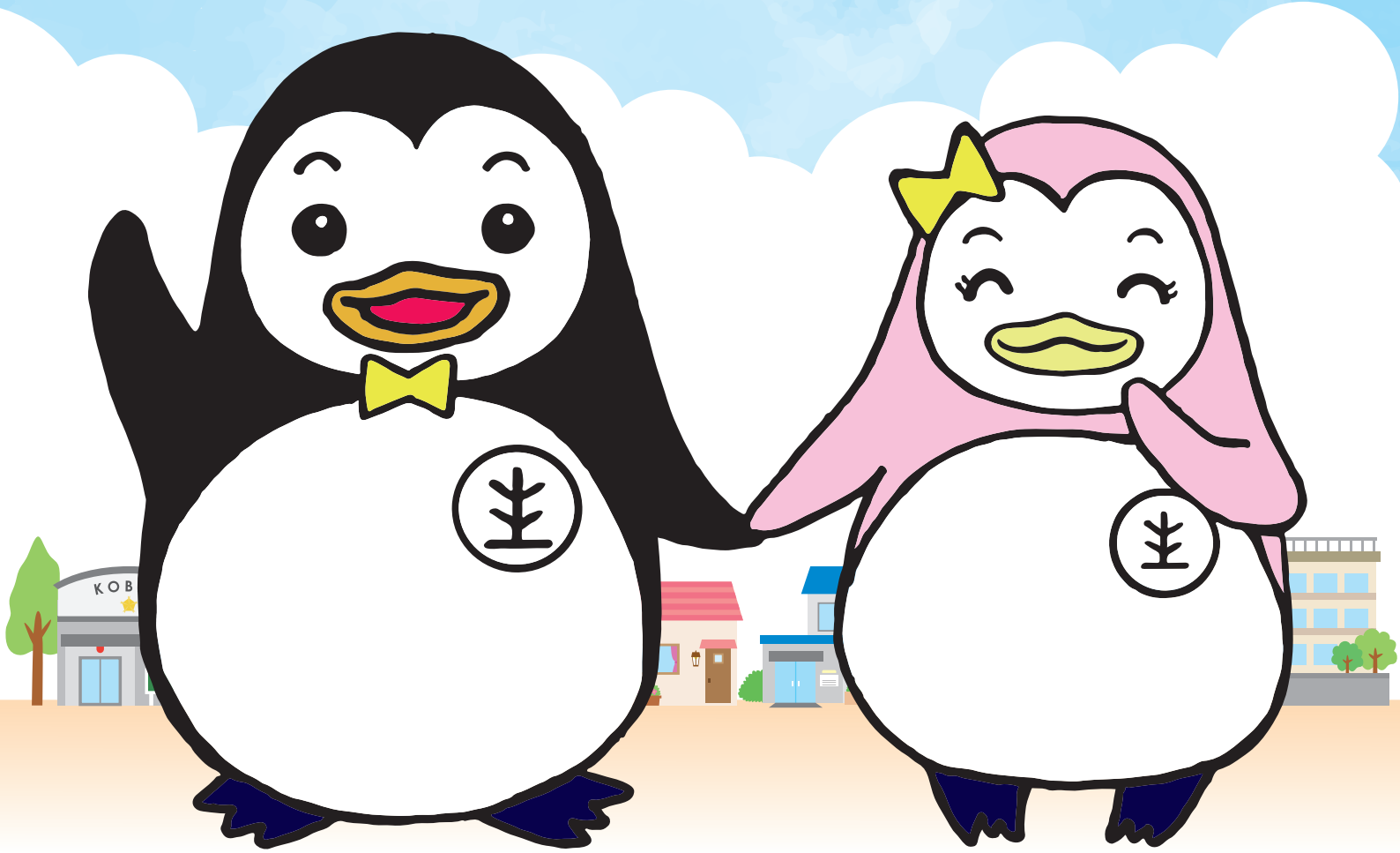

更生ペンギンの「ホゴちゃん」と「サラちゃん」

会津若松市

会津若松市再犯防止推進計画

会津若松市

はじめに

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少し続けている状況にありますが、検挙者のうち約半数が再犯者であることが、全国的な課題となっております。

再犯の防止にあたりましては、罪を犯した人などが、犯罪を繰り返すことのないよう、社会に復帰したときに地域から孤立せず、自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現が重要となります。

このような状況を踏まえまして、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけではなく地方公共団体にもあることや地方公共団体は国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策を推進する計画を定めることが明記されました。

また、本市や会津美里町を所管する会津若松警察署管内におきましても、刑法犯検挙者の半数以上が再犯者となっている状況にあり、この度、本市におきましては、国の再犯防止推進計画を踏まえ、「会津若松市再犯防止推進計画」を策定し、一層の再犯防止施策を推進していくことといたしました。

本計画におきましては、「地域共生社会」の実現による地域生活課題の解決を目指す「第２期会津若松市地域福祉計画」と同じく、「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」を基本理念とし、市民の皆様の理解を得ながら関係機関との連携を図り、保健や医療、福祉支援による安定した生活の確保につなげることで、再犯を防止し、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

結びに、この計画の策定に大きなお力添えをいただきました法務省、会津若松地区保護司会や会津若松市地域福祉計画等推進会議の皆様をはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げ、あいさつといたします。

会津若松市長　室井照平

会津若松市再犯防止推進計画目次

第１章　計画策定にあたって

１．計画の背景……1
２．国・県の動向……1
３．計画の目的……1
４．計画の位置付け……2
５．計画の期間……2
６．計画の対象者……2
７．持続可能な開発目標……3

第２章　再犯防止を取り巻く現状

１．犯罪及び再犯の現状……4
２．更生保護の現状……8
３．アンケート結果から見る現状……9

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念…… 11
２．計画の基本目標…… 11

第４章　施策とその展開

１．計画の体系図…… 12
２．基本施策…… 12

第５章　計画の推進

１．計画の進行管理…… 15

資料編

１．策定経過…… 16
２．地域福祉計画等推進会議要綱…… 17
３．地域福祉計画等推進会議委員名簿…… 19
４．用語解説…… 20

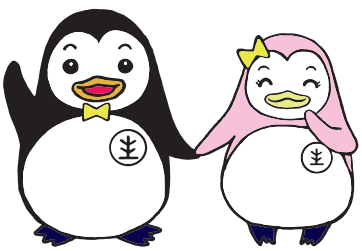

表紙は、更生ペンギンの「ホゴちゃん」と「サラちゃん」

　昔は二人とも非行ペンギンだったけど、保護司の「クジラ先生」や協力雇用主の「アシカ親方」、ＢＢＳ会員の「イルカ姉さん」や「イルカ兄さん」、更生保護女性会の「オコジョさん」をはじめとした地域の人たちの心優しいサポートや力強いサポートで、今は立ち直って更生ペンギンです。

第１章　計画策定にあたって

１．計画の背景

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年には2,853,739件に達しましたが、年々減少しており、令和３年は568,104件と戦後最少となりました。

それに伴い、刑法犯により検挙された再犯者も減少しておりますが、それを上回るペースで初犯者の人数が減少し続けており、令和３年の検挙者に占める再犯者の割合は48.6%と、検挙者の約半数となっています。

また、本市と会津美里町を管轄する会津若松警察署管内においては、令和３年の検挙者に占める再犯者の割合は51.8%と、検挙者の半数以上になっています。

そのような状況から、国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）（以下、「再犯防止推進法」という。）を制定・施行しました。

再犯防止推進法では、再犯の防止等に関する施策を実施するなどの責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の「再犯防止推進計画」を勘案し、再犯の防止等に関する施策を推進する計画を定めることに努めることとされました。

それを踏まえ、国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を、令和５年３月には「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、再犯防止の推進しています。

また、福島県においても、令和３年３月に地方再犯防止推進計画となる「福島県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の取組を進めています。

２．国・県の動向

平成28年12月　再犯防止推進法の公布・施行
平成29年12月　再犯防止推進計画閣議決定
令和３年３月　福島県再犯防止推進計画策定
令和５年３月　第二次再犯防止推進計画閣議決定

３．計画の目的

本市においても「会津若松市再犯防止推進計画」を策定し、国や県、関係団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現と、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会を実現することを目的とします。

なお、再犯防止の施策を実施するにあたっては、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮してまいります。

4．計画の位置付け

本計画は、令和３年３月に策定した「第２期会津若松市地域福祉計画」（以下、「第２期地域福祉計画」という。）の基本理念「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」の実現を、再犯防止推進の観点からより具体的に体系化したもので、再犯防止推進法第８条第１項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

＜計画の位置づけ＞

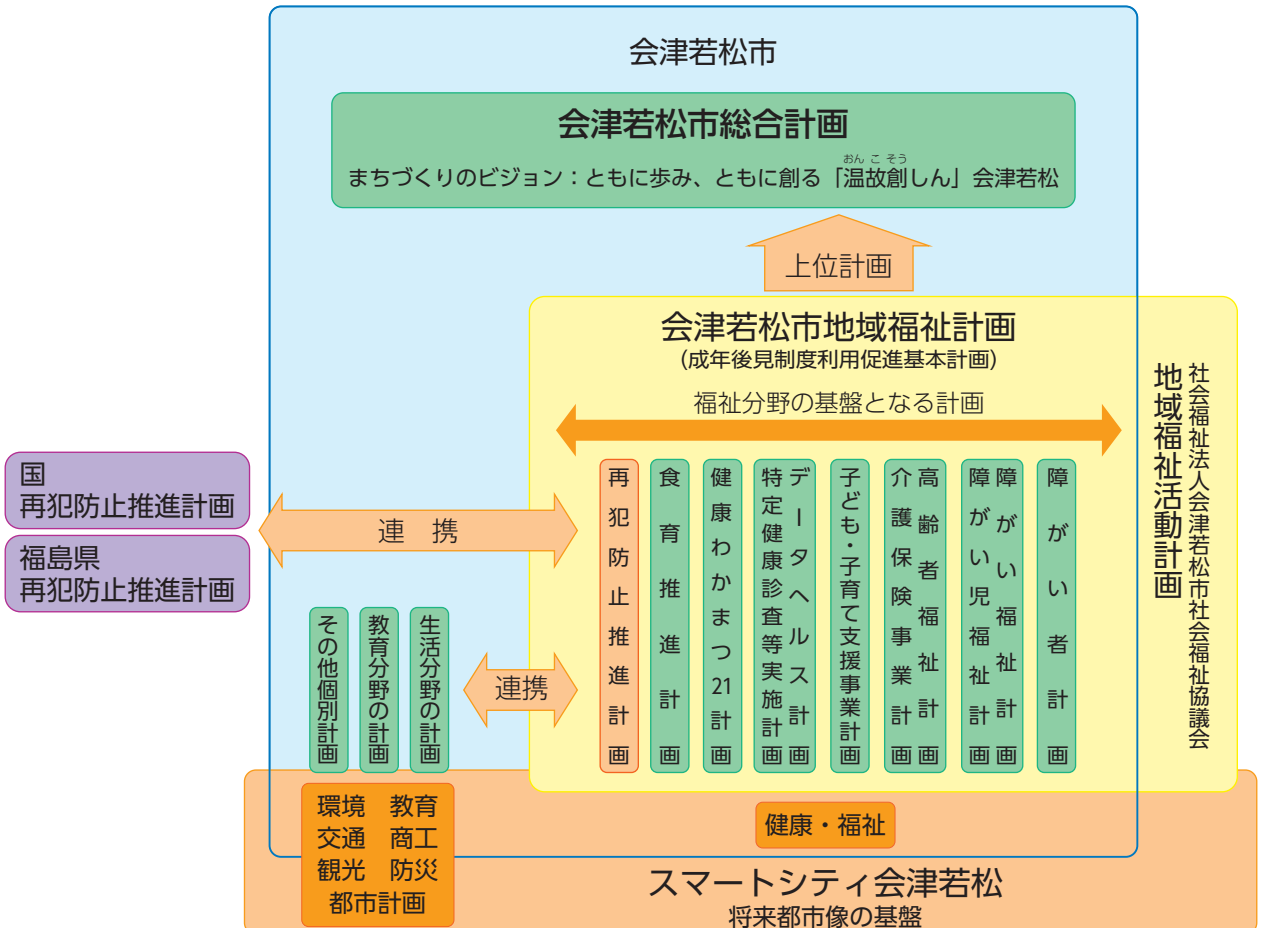

5．計画の期間

「第２期地域福祉計画」の計画期間（令和３年度から令和７年度まで）に合わせ、令和６年度から令和７年度までの２か年を計画期間とします。

なお、計画期間が令和８年度からとなる「第３期会津若松市地域福祉計画」の策定時に、本計画を統合することとします。

6．計画の対象者

計画の対象者は、「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者」とします。

具体的には、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者で、かつ、支援が必要な者（以下「犯罪をした者等」という。）を指します。

再犯防止推進法案に対する付帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

7．持続可能な開発目標

SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年（平成27年）9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

再犯防止の推進においても、SDGsの視点を持ち対応していく必要があります。

＜本計画に関係する主なもの＞

第２章　再犯防止を取り巻く現状

１．犯罪及び再犯の現状

⑴　刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率の推移

全国の刑法犯の認知件数は、平成８年から毎年戦後最多を更新し、平成14年には2,853,739件にまで達しましたが、それをピークに減少しており、令和３年は568,104件と戦後最少を更新しました。

■刑法犯認知件数・検挙人員・検挙率の推移（全国）

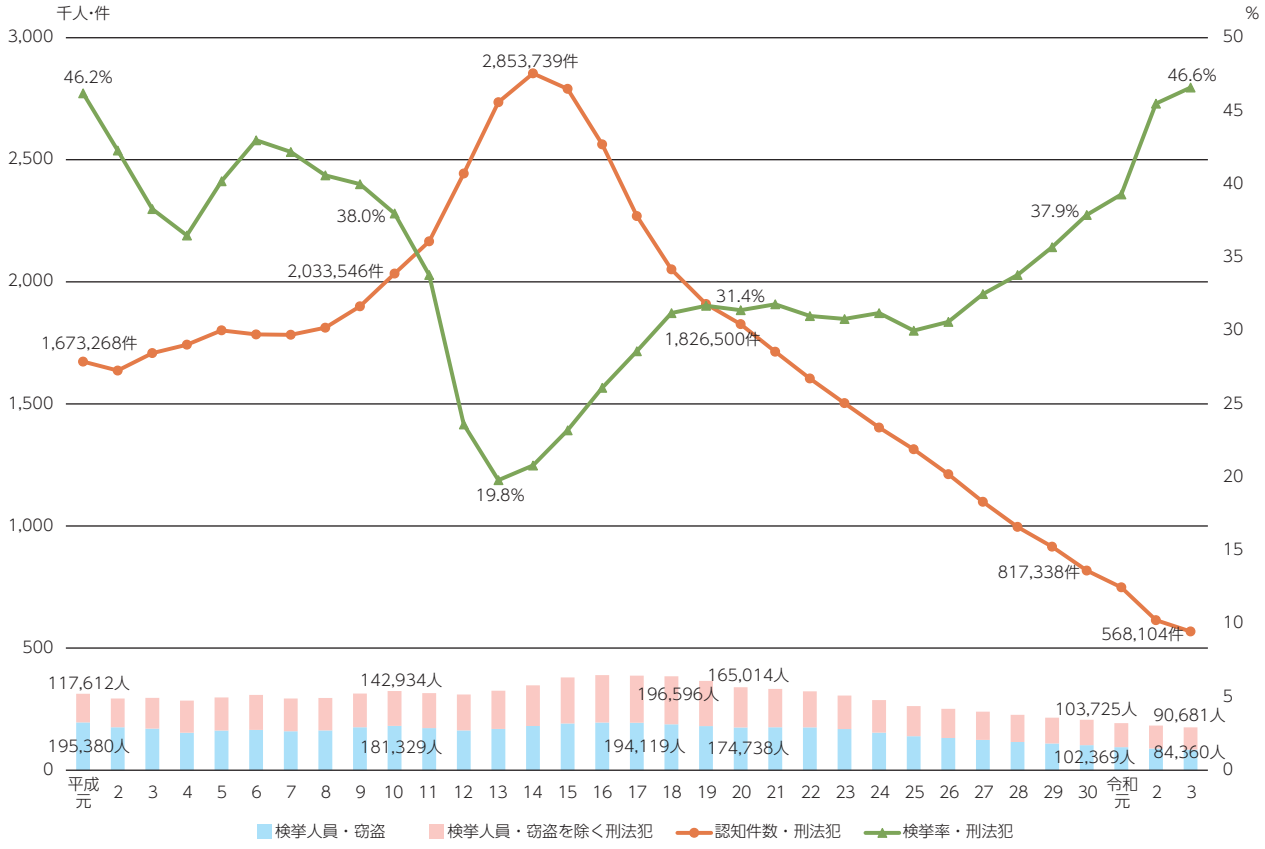

出典：令和４年犯罪白書（警察庁）

⑵　刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（全国）

全国の刑法犯による再犯者の人員は、平成18年をピークに徐々に減少しています。その一方で初犯者の人員がそれを上回るペースで減少し続けているため、平成９年以降は再犯者率が上昇傾向にあります。

再犯者の令和３年検挙者に占める割合は48.6%と、前年度より0.5ポイント低下しましたが、検挙者の約半数を占めています。

■刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯者率の推移（全国）

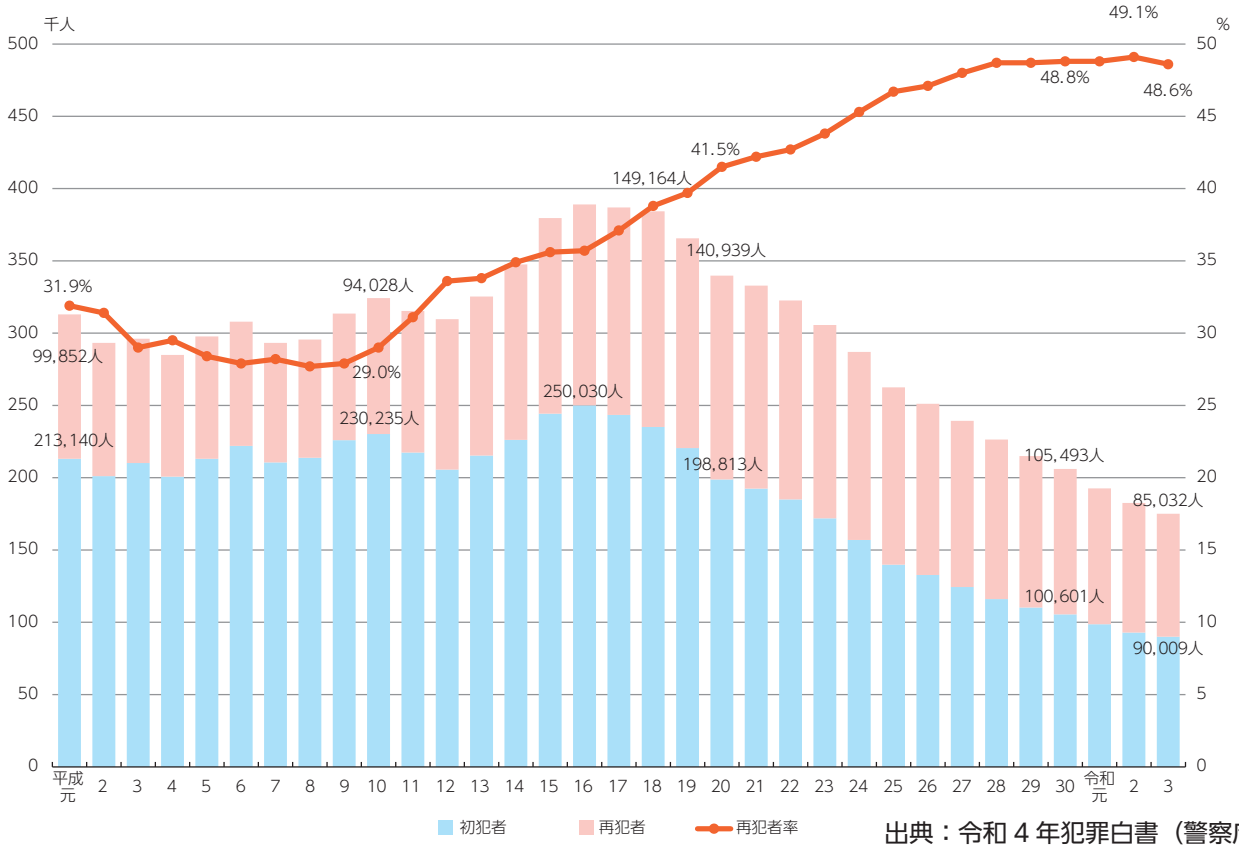

出典：令和４年犯罪白書（警察庁）

⑶　刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（福島県・会津若松警察署管内）

福島県においては、刑法犯検挙人員が毎年2,000名前後で推移しています。再犯者の割合は５年間の平均で53.2%と、半数以上の人が再犯となっています。

会津若松警察署管内においては、刑法犯検挙人員が平成29年から令和元年までは200人を超えていましたが、令和２年は170名、令和３年は137名と減少している状況です。

しかし、再犯者の割合は、５年間の平均で53.4%と、国より高い水準で推移しています。

■刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（福島県内）

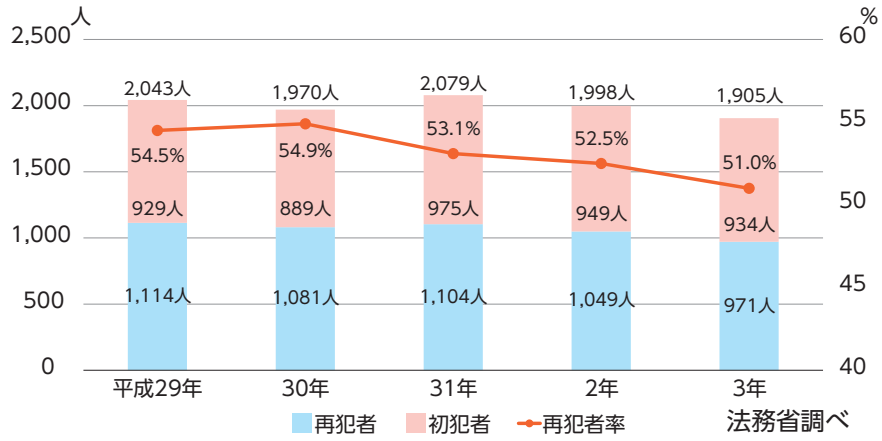

■刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（会津若松警察署管内）

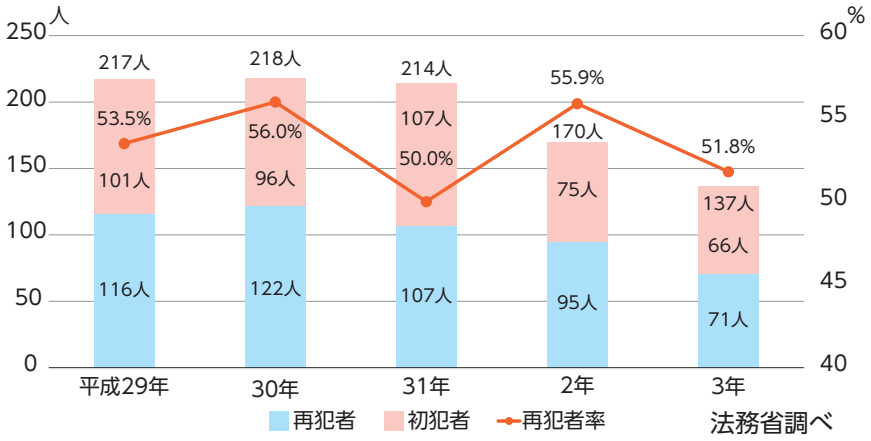

(4) 刑法犯検挙人員の年代別構成割合

刑法犯検挙人員のうち65歳以上の高齢者の割合は、全国の25.8%や、福島県の29.2%と比較して、会津若松警察署管内においては34.3%となっており、高い状況です。

対象を窃盗犯に限定すると、福島県においては39.3%、会津若松警察署管内においては50.0%と、こちらも高齢者の割合が高い状況です。

■刑法犯検挙人員の年代別構成割合（令和３年）

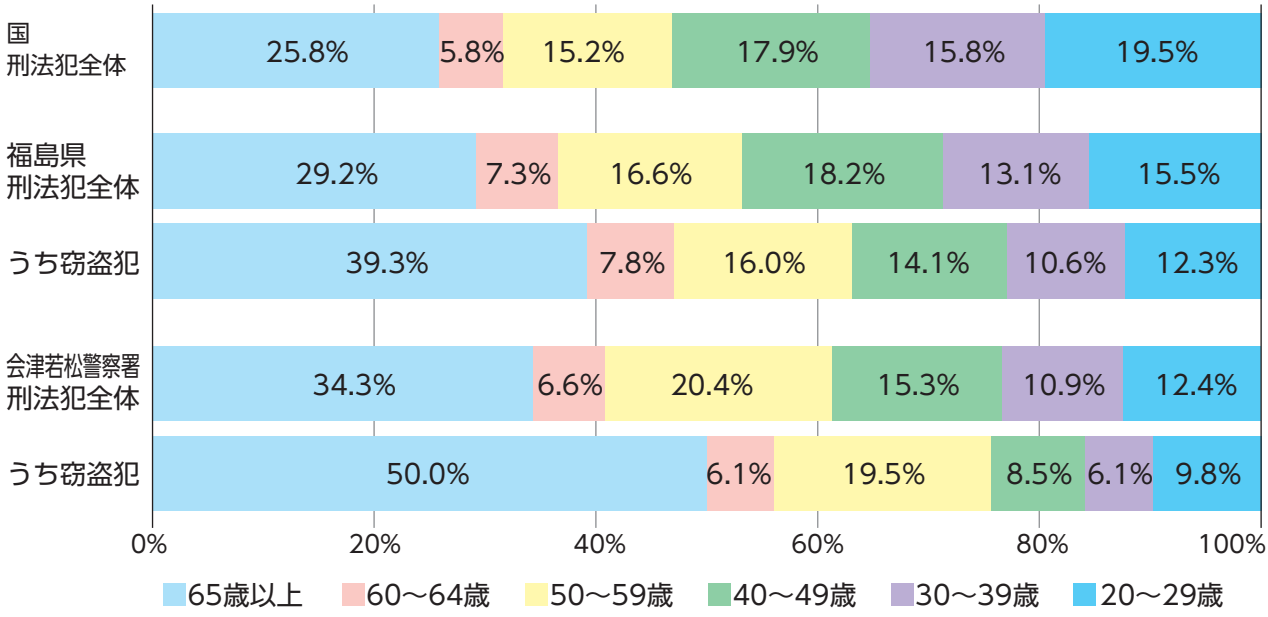

出典：令和４年犯罪白書（警察庁）・法務省調べ

(5) 刑法犯検挙人員の就業状況別割合（福島県・会津若松警察署管内）

刑法犯検挙人員のうち、学生を除く無職者の割合は福島県においては47.4%、会津若松警察署管内においては46.7%と、有職者と比較してそれぞれ４から５ポイント程度低い状況です。

しかし、対象を窃盗に限定すると、県においては58.8%、会津若松警察署管内においては57.3%と、それぞれ10ポイント以上高くなりなっています。

■刑法犯検挙人員就業別割合（令和３年）

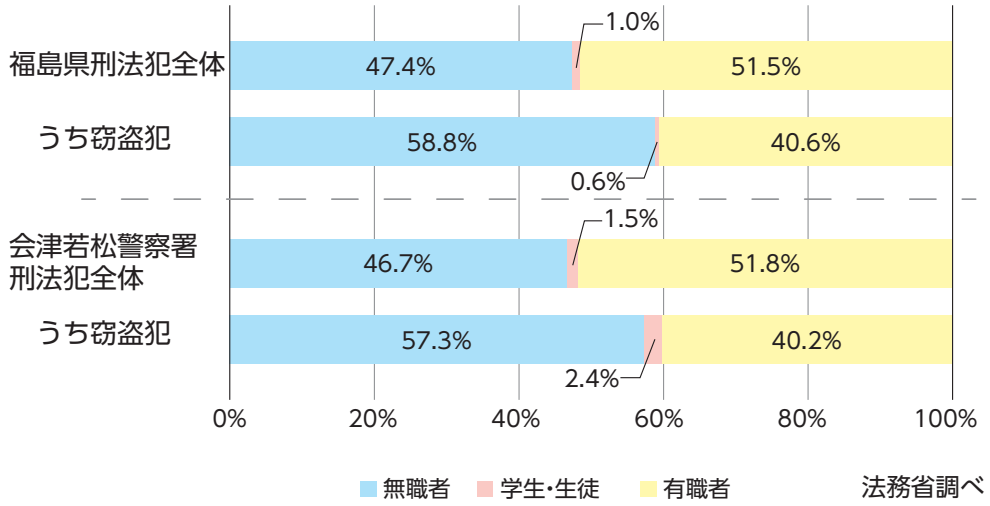

⑹　少年犯罪・非行の現状（福島県・会津若松警察署本署管内）

会津若松警察署本署管内における少年犯罪や非行状況については、以下の通りです。

特に深夜のはいかい、喫煙、粗暴行為が多い状況です。

■少年の非行補導状況（令和３年）

区分／年別	総数	非行少年				不良行為少年
		犯罪少年	触法少年	ぐ犯少年	計	
福島県内	1,788人	136人	68人	23人	227人	1,561人
会津若松警察署本署管内	269人	23人	3人	9人	35人	234人

出典：生活安全白書会津若松（会津若松警察署）

【区分の内容】

犯罪少年	罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
ぐ犯少年	ぐ犯事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
不良行為少年	非行少年には該当しないが、自己や他人の特性を害する行為をしている少年

2．更生保護の現状

⑴ 保護司の状況

本市における保護司の定員は59名となっています。令和５年６月１日現在の保護司数は50名で９名の欠員があり、充足率は84.7%となっています。

■保護司の推移（各年６月１日現在）

年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
保護司数	51名	54名	54名	52名	50名
充足率	86.4%	91.5%	91.5%	88.1%	84.7%

⑵ 協力雇用主の状況

犯罪や非行をした者の雇用に協力することで、自立や社会復帰に向けて支援する雇用主による「会津若松地区協力雇用主会」が平成31年２月８日に発足し、現在15社が活動しています。

⑶ 保護観察対象者の帰住状況

保護観察処分に付された者の本市への帰住状況は次のとおりです。

■保護観察者の推移

区　分	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年
１号観察	(11人) 23人	(6人) 19人	(9人) 16人	(4人) 14人	(5人) 12人
２号観察	(1人) 8人	(2人) 3人	(3人) 5人	(1人) 2人	(1人) 3人
３号観察	(9人) 11人	(6人) 9人	(7人) 10人	(13人) 17人	(6人) 13人
４号観察	 5人	(3人) 7人	 6人	 5人	(3人) 6人
合　計	(21人) 47人	(17人) 38人	(19人) 37人	(18人) 38人	(15人) 34人

※　上段（　）は保護監察の新規対象者、下段は前年からの継続を加えた人数

法務省調べ

【区分の内容】

１号観察	家庭裁判所の決定により保護処分に付された者（更生保護法第48条第１号）
２号観察	保護監察委員会の決定により少年院からの仮退院を許された者（同法第48条第２号）
３号観察	保護監察委員会の決定により仮釈放を許された者（同法第48条第３号）
４号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者（同法第48条第４号）

3．アンケート結果から見る現状

この調査は、犯罪をした者等が円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現と、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、更生保護活動への市民の意識を把握することで、今後の施策の展開や本計画の円滑な策定作業に資することを目的に、町内会の区長や民生委委員・児童委員などの地域ケア会議の出席者を対象に令和５年４月から７月まで実施し、288人から回答を得ました。

⑴　本市に対する安全・安心の認識

本市を安全で安心な暮らしやすい地域と感じている人の状況については、「感じる」が18.4%、「どちらかといえば感じる」が67.4%であり、概ね安心と感じている人の合計は85.8%と、多くの人が安全・安心なまちと感じている状況です。

■安全・安心へ認識

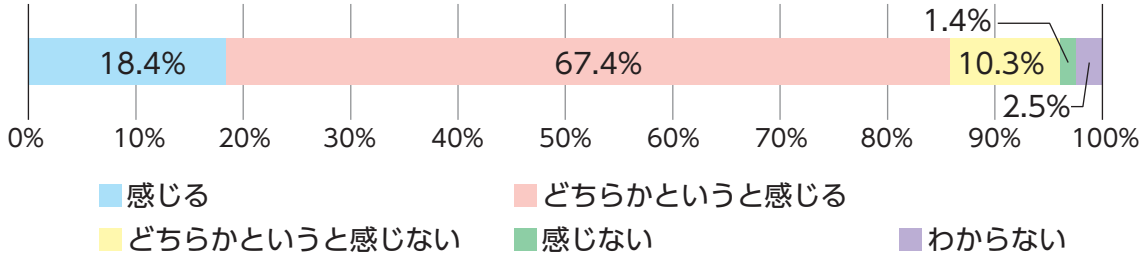

⑵　国の再犯防止の取り組みの認知率

国の再犯防止の取組への認知状況については、「再犯防止推進法」を制定し取り組んでいることを「知っている」は57.8%、「内容までは知らないが、『再犯防止』という言葉は聞いたことがある」は33.6%となっています。

■国の再犯防止の取り組みの認知率

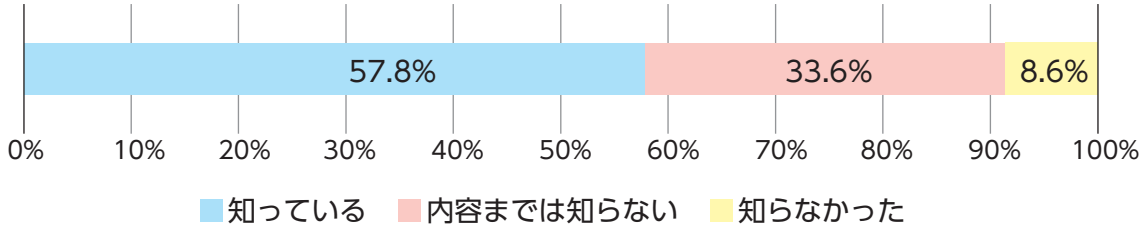

⑶　更生保護活動の認知率

更生保護活動の中心となる「保護司」の名称や役割について、過半数の人が双方とも知っており、いずれかを知っている人を加えると９割以上となります。また、「社会を明るくする運動」や「協力事業主」は、両方、いずれかを知っている人が半数を超えていますが、どちらも知っている人の割合は低い状況です。

■更生保護活動の認知率

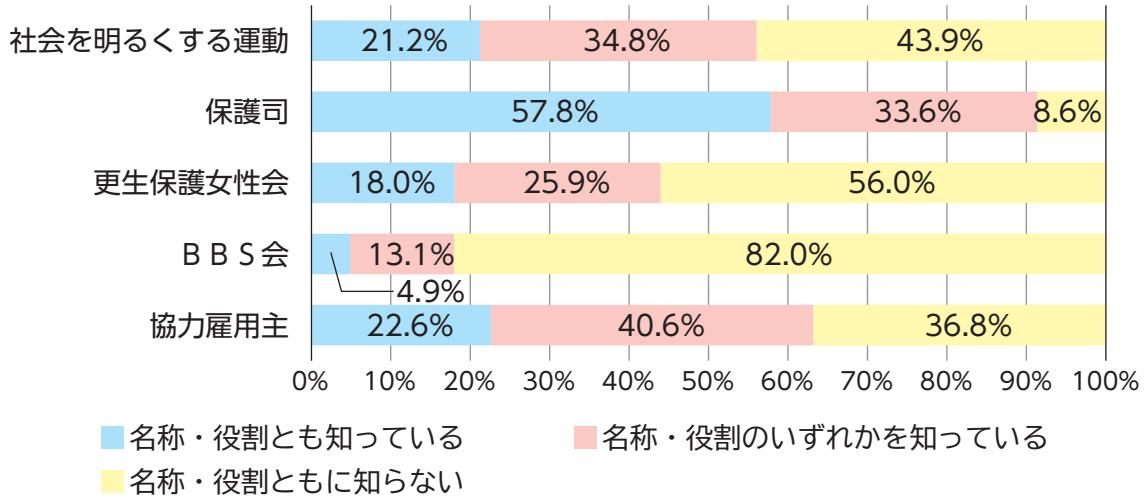

⑷　市に期待する再犯防止施策

市が今後推進すべきと考える再犯防止施策は、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作る」が26.7%、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が23.0%、「仕事と住居を確保し、安定した生活基盤の構築を支援する」が22.0%と上位を占めました。

■市が推進すべき再犯防止施策

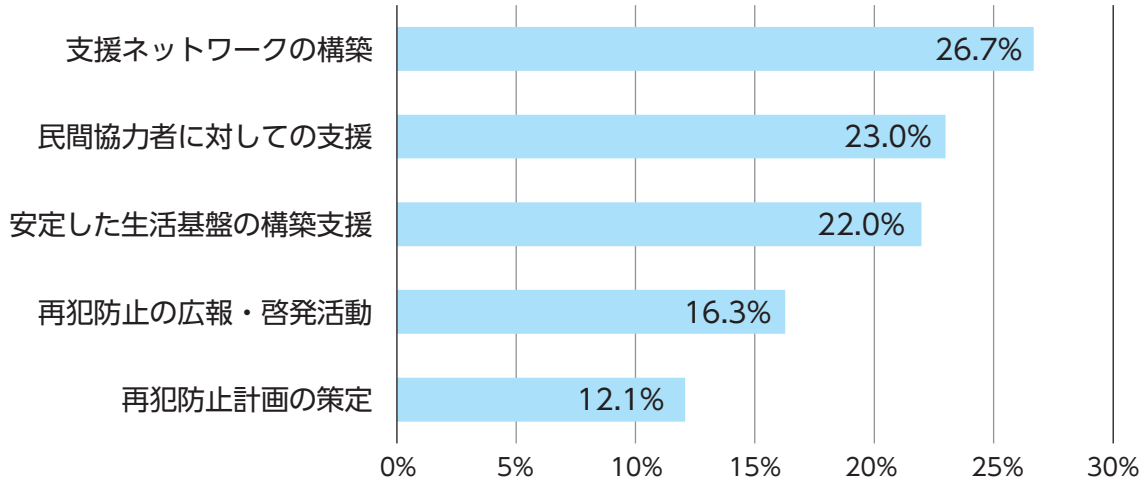

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

犯罪をした者等の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りの過程で多くの困難に直面する者が少なくありません。これらの課題に対応し再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけでは限界があることから、社会に復帰したときに地域から孤立せず、自分らしく暮らして行くことのできる地域共生社会の実現が重要となります。

よって、本計画の基本理念は、第２期地域福祉計画と同じく、「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」とします。

基本理念

誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

２．計画の基本目標

再犯防止を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて４つの基本目標を定めます。

基本目標１　安定した生活の確保

再犯防止に向けては、地域社会における安定した生活が重要となります。犯罪をした者等であっても、安定した生活ができるよう取り組みます。

基本目標２　保健医療・福祉サービスの利用促進

犯罪をした者等の中には、地域生活課題を抱えながら適切な支援を受けていない人も多くいます。再犯の防止に向けて、適切な保健医療や福祉サービスの提供に取り組みます。

基本目標３　関係機関との連携

これまで、再犯防止の取組は、保護司や多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。引き続き連携を図り、取組を支援します。

基本目標４　広報・啓発活動の充実

再犯防止の推進にあたっては、まず、市民が安全で安心して生活できる環境の確保が必要になります。また、市民や地域の各種団体、医療や福祉の専門職をはじめとした様々な人の理解も必要です。それらに向け、犯罪や非行防止、更生保護活動の理解促進に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

第４章　施策とその展開

１．計画の体系図

本計画の基本理念や４つの基本目標の実現に向けては、次の施策の方向性に基づき、施策を展開することで、市民、保護司会をはじめ地域における各種団体等、医療や福祉の専門職、国・県等と連携しながら再犯の防止を推進します。

＜計画の体系図＞

基本理念
誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

- 基本目標１　安定した生活の確保
- 基本目標２　保健医療・福祉サービスの利用促進
- 基本目標３　関係機関との連携
- 基本目標４　広報・啓発活動の充実

２．基本施策

基本目標１　安定した生活の確保

現状と課題

- 国の犯罪白書（令和４年版）によると刑務所に再び入所した者のうち約７割が、再犯時に無職であった人となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比較し約３倍と高く、不安定な生活環境が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。
- 刑事施設を満期で出所した者の約４割は、住居が確保されないまま刑務所を出所しています。これらの人は再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短くなっています。

施策の方向性

- ▶ 犯罪をした者等の就労や住居の確保につなげ、社会の一員として活躍できるよう支援を図ります。

主な取組

- ▶ 生活困窮者自立支援制度等による支援を通じ、生活の安定を図ります。
- ▶ 商工業や農業など、多様な分野との連携による就労に向けた環境づくりを推進します。
- ▶ 会津若松地方協力雇用主会と連携した就労の確保に努めます。

基本目標２　保健医療・福祉サービスの利用促進

現状と課題

- 国の再犯防止推進白書（令和４年版）によると、高齢者の２年以内再入率（出所後の犯罪により再び入所する率）は、他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短くなっています。背景として、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことがあげられます。
- 国の犯罪白書（令和４年版）によると、薬物犯罪の検挙者のうち、覚せい剤取締法違反者は減少傾向にありますが、一方で、大麻取締法違反者は若者を中心に大きく増加しています。

施策の方向性

- 犯罪をした高齢者や障がい者等で自立した生活を営む上での困難を有する人や、アルコールや薬物等の依存症患者へ、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関等との連携強化を図ります。
- 悩みを抱える子どもや地域生活課題を抱える人が、相談しやすい環境整備を図ります。

主な取組

- 福島県会津保健福祉事務所や地域包括支援センター等の相談・支援機関と連携し、必要な保健医療・福祉サービスの提供につなげます。
- 状況に応じてどこに相談したらわかりやすくするため、相談・支援機関の周知を図ります。
- 高齢化や障がいにより判断能力が十分でない人が安定した生活をおくれるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 様々な地域生活課題に対応するため、重層的な支援体制の整備を図ります。

基本目標３　関係機関との連携

現状と課題

- 保護司や民間ボランティアの高齢化等により、保護司等が減少傾向となっています。
- 地域社会における人間関係の希薄化など、社会環境の変化等の要因により、保護司や民間ボランティアの活動が難しくなっています。

施策の方向性

- 「第２期地域福祉計画」の推進を図り、ボランティアの人材育成に取り組みます。
- 更生保護活動の継続につながるよう、保護司や民間ボランティア活動の充実に向けた人材確保や活動の支援を図ります。

主な取組

- 社会福祉協議会等と連携したボランティアの人材育成を図ります。
- 適正な保護司数を維持できるよう、保護司会と連携した人材の確保に取り組みます。
- 保護司会による人材育成の取組を支援します。
- 更生保護サポートセンターの設置を継続して支援します。

基本目標４　広報・啓発活動の充実

現状と課題

- 安全で安心した生活を送るには、犯罪の未然防止が重要になります。
- 犯罪をした者等が社会に復帰するためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が地域において孤立することのないよう地域の協力も必要となります。
- アンケート結果からは、更生保護活動が市民にとって身近ではないため、活動が十分に認知されているとは言えない状況がうかがえます。

施策の方向性

- 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの健全な成長を見守ります。
- 犯罪の防止に向け、関係機関と連携して、更生保護活動の広報・啓発活動に取り組みます。
- 再犯者の円滑な社会復帰に向けて、更生保護活動の理解促進を図ります。

主な取組

- 国や県、教育機関等の関係機関と連携し、犯罪・非行防止に向けた広報活動に努めます。
- 警察署等の関係機関と連携し、防犯意識の向上に努めます。
- 犯罪をした者等が地域から孤立しないよう、地域における更生保護活動の理解促進に向けて、広報・啓発活動の充実に努めます。
- 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主が取り組む更生保護活動について、市のホームページや広報紙において紹介し、市民の理解促進を図ります。
- 「社会を明るくする運動強調月間」における行事について、保護司会等関係団体・機関と一体となって広報・啓発活動に努めます。

第５章　計画の推進

１．計画の進行管理

本計画の進行管理については、毎年度、「第２期地域福祉計画」と一体的に行います。

本市の最上位計画である「会津若松市総合計画」に掲げる政策目標等の実現にあたり、計画の進行管理を行うために実施している行政評価を活用し、関連事業を毎年評価することで、計画の的確な進行管理を行っていきます。

また、こうした内部での評価検証に加えて、市民や専門的知見を有する有識者等から構成される「会津若松市地域福祉計画等推進会議」において、毎年の取組内容を報告し、評価検証を行います。このように計画の進行管理を内部評価検証と専門的な視点からの外部評価検証を併用することで、再犯防止の推進を図っていきます。

■地域福祉計画・地域福祉活動計画PDCAサイクル（第２期地域福祉計画より）

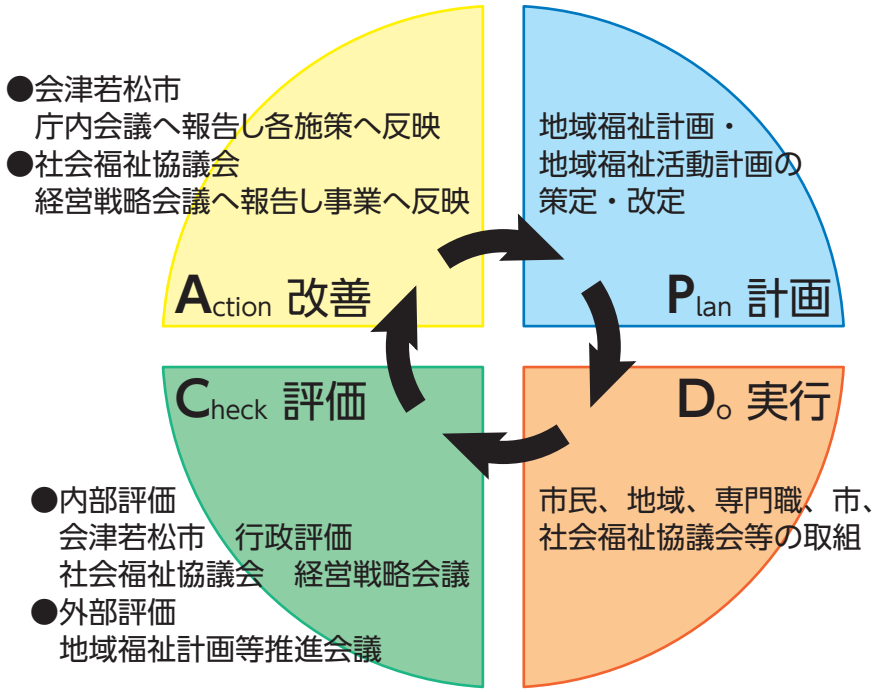

資料編

１．策定経過

年月日	取組経過
令和５年４月～７月	再犯防止に向けたアンケート調査の実施及び調査分析
令和５年５月25日	会津若松地区保護司会、法務省福島保護観察所との意見交換
令和５年６月15日	副部長会議の開催
令和５年６月20日	部長会議の開催
令和５年７月６日	再犯防止推進計画策定方針の決定
令和５年９月４日	第１回地域福祉計画関係課長会議の開催 ・再犯防止推進計画（素案）について
令和５年９月25日	会津若松地区保護司会との意見交換
令和５年10月10日	地域福祉計画等推進会議の開催 ・再犯防止推進計画（素案）について
令和５年10月30日	第２回地域福祉計画関係課長会議の開催（書面） ・再犯防止推進計画（案）について
令和５年11月９日	副部長会議の開催
令和５年11月29日	庁議の開催（庁内における最終的な合意形成）
令和５年12月22日 ～令和６年１月22日	パブリック・コメントの実施
令和６年３月	再犯防止推進計画の策定

２．地域福祉計画等推進会議要綱

（平成28年１月11日決裁）
（令和元年９月６日決裁）
（令和２年７月６日決裁）
（令和２年９月30日決裁）
（令和５年６月29日決裁）

（設置）
第１条　会津若松市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の推進を目的に設置する会津若松市地域福祉計画等推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定める。
（協議事項）
第２条　推進会議は、本市の地域福祉の推進に関して、専門的な見地から意見等の交換を行い、次に掲げる事項について協議するものとする。
⑴　地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関すること。
⑵　地域福祉計画及び地域福祉活動計画の評価検証に関すること。
⑶　会津若松市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）の策定に関すること。
⑷　再犯防止推進計画の評価検証に関すること。
⑸　その他本市の地域福祉及び再犯防止の推進に関し必要な事項
（組織）
第３条　推進会議の委員（以下「委員」という。）は、原則として 30 人以内とし、別表に掲げる者をもって構成する。
２　別表に掲げる公募により選任された市民以外の委員については、推進会議に代理人を出席させることができる。
（任期）
第４条　委員の任期は、原則５年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員の再任は妨げないものとする。
（会長及び副会長）
第５条　推進会議には会長１名及び副会長１名を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、推進会議を代表し、検証会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
（推進会議の運営）
第６条　推進会議は、必要に応じて会長が招集する。
２　推進会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
３　会議の議事は、出席委員（代理人含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会議は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係ある者の出席を依頼し、意見又は説明を徴することができる。
（事務局）
第７条　推進会議の事務を処理するため、事務局を会津若松市健康福祉部地域福祉課（以下、「地域福祉課」という。）に置く。また、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会においては、地域福祉課と共同で検証会議の事務を担い、円滑な運営に関する協力を行うものとする。
（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の開催に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
附　則
１　この要綱は、平成 28 年１月 11 日から施行する。
２　この要綱施行後、最初に委嘱された第３条第２項の委員の任期は、第４条の規定に関わらず平成 33 年３月 31 日までとする。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、決裁の日から施行する。
（会津若松市地域福祉計画策定会議設置要綱の廃止）
２　会津若松市地域福祉計画策定会議設置要綱（平成 25 年７月４日決裁）は、廃止する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第３条関係）

公立大学法人会津大学学長が指名する者
福島県司法書士会会長が指名する者
会津若松地区保護司会会長が指名する者
会津若松市区長会会長が指名する者
会津若松市民生児童委員協議会会長が指名する者
会津若松市地域自立支援協議会会長が指名する者
会津若松市手をつなぐ親の会会長が指名する者
公益社団法人認知症の人と家族の会会津地区会代表世話人が指名する者
会津若松市地域包括支援センター連絡会が指名する者
会津若松市保育所連合会会長が指名する者
会津若松市幼児教育振興協会会長が指名する者
一般社団法人福島県若年者支援センター代表理事が指名する者
男女共同参画推進活動ネットワークが指名する者
NPOLinks あいづ代表が指名する者
会津若松市赤十字奉仕団委員長が指名する者
みんなと湊まちづくりネットワーク会長が指名する者
北会津地域づくり委員会会長が指名する者
河東地域づくり委員会会長が指名する者
会津若松市ボランティア連絡協議会会長が指名する者
公益社団法人会津若松医師会会長が指名する者
会津若松市保健委員会会長が指名する者
会津若松市立小中学校長協議会が指名する者
会津若松市父母と教師の会連合会会長が指名する者
会津若松商工会議所会頭が指名する者
会津若松市商店街連合会会長が指名する者
会津よつば農業協同組合代表理事組合長が指名する者
福島県会津保健福祉事務所所長が指名する者
公募による市民

3．地域福祉計画等推進会議委員名簿

No.	所属団体名	役職	委員名	備考
1	公立学校法人会津大学	短期大学部 産業情報科准教授	木 谷　耕 平	会長
2	福島県司法書士会	司法書士	遠　藤　　希	
3	会津若松地区保護司会	副会長	菊 地　芳 次	
4	会津若松市区長会	厚生副部長	猪 瀬　英 哲	
5	会津若松市民生児童委員協議会	理事	小　山　　豊	
6	会津若松市地域自立支援協議会	会長	渡　部　　淳	
7	会津若松市手をつなぐ親の会	会長	渡部 香世子	
8	公益社団法人認知症の人と家族の会 福島県支部会津地区会	代表	阿久津 恵子	
9	会津若松市地域包括支援センター連絡会	若松第１地域包括支援 センター所長	国分 千枝子	
10	会津若松市保育所連合会	副会長	愛澤 裕美子	
11	会津若松市幼児教育振興協会	顧問	橋 本　希 義	
12	一般社団法人福島県若年者支援センター	執行役員統括責任者	平 野　右 智	
13	男女共同参画推進活動ネットワーク	真珠の会会計監査	加 藤　宏 子	
14	NPOLinks あいづ	共同代表	山　口　　巴	
15	会津若松市赤十字奉仕団	副委員長	吉 田　義 子	
16	会津若松市ボランティア連絡協議会	庶務	熊 田　洋 子	
17	特定非営利活動法人 みんなと湊まちづくりネットワーク	生活福祉部会長	坂内 美智男	副会長
18	北会津地域づくり委員会	会長	赤 羽　吟 子	
19	河東地域づくり委員会	会長	岩 渕　澄 男	
20	公益社団法人会津若松医師会	理事	新井田 有耕	
21	会津若松市保健委員会	会長	中 丸　茂 由	
22	会津若松市立小中学校長協議会	松長小学校校長	齋　藤　　学	
23	会津若松市父母と教師の会連合会	会長	張 崎　貴 裕	
24	会津若松商工会議所	総務部長	山崎 雄一郎	
25	会津若松市商店街連合会	会長	羽 金　與 八	
26	会津よつば農業協同組合	あいづ西部営農経済 センター長	山 内　紀 夫	
27	福島県会津保健福祉事務所	副所長兼総務企画部長	眞　壁　　勝	
28	市民公募		角 田　康 雄	
29	市民公募		岡 野　文 江	

４．用語解説

アルファベット

BBS会

BBSは、Big Brothers and Sisters Movement の略で、様々な問題を抱える少年に友だちや兄、姉のような身近な存在として接し、少年自身による課題解決や、健全な成長に向けた支援に取り組む青年ボランティア団体です。

あ行

会津若松市地域福祉計画

高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりといった福祉分野横断による取組や、地域住民等参画による地域福祉の推進によって、地域生活課題の解決を図ることや地域共生社会の実現を目的に、策定しています。第２期となる現在の計画は、令和３年に策定されました。

か行

協力雇用主

犯罪をした者等の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用しようとする民間の事業主の方々です。

刑法犯

「刑法」や「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」などの特別法に規定される犯罪です。

検挙

検察官や警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を特定し、被疑者とすることです。

更生保護

犯罪をした者等や非行のある少年に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動です。

更生保護女性会

地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を支援し、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とした、女性によるボランティア団体です。

さ行

再入率

刑事施設出所後に、別の犯罪により再び入所する割合です。

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する法律で、平成28年に施行されました。犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

再犯防止推進計画

再犯防止推進法に基づき、再犯防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項などを定めた計画です。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和24年東京・銀座で行われた「犯罪者予防更生法実施記念フェアー」が前身です。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが難しくなるおそれのある人に対して、自立した生活が送れるよう支援を行う制度で、就労支援や住居確保給付金の支給などがあります。

た行

地域共生社会

地域で生活する人たちが、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

な行

認知件数

警察が発生を認知した事件数です。

は行

保護観察

犯罪をした者等や非行のある少年の更生に向け、社会の中で保護観察官や保護司が生活環境の調整などの指導・支援を行うことです。

保護観察所

法務省の行政機関で、保護司と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等の施策に従事しています。

保護司

犯罪をした者等や非行のある少年が再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間人で、法務大臣が委嘱する非常勤の国家公務員です。犯罪をした者等の生活環境の調整や「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動に取り組んでいます。

会津若松市再犯防止推進計画

令和６年３月

編集・発行
会津若松市健康福祉部地域福祉課
〒965-8601　会津若松市東栄町３番46号
☎0242-39-1232

本計画の本文には、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

会津若松市